

# 特別児童扶養手当制度について

## ◎ 特別児童扶養手当とは

心身に重度又は中度の障がい(身体・知的・精神)のある**20歳未満**の児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している方に支給する手当です。ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当を受けられません。

- (1) 父母(養育者)又は対象児童が、日本国内に住所がないとき。
- (2) 対象児童が、福祉施設などの施設に入所しているとき。
- (3) 対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金給付を受けることができるとき。

父又は母と生計を同じくしていない、もしくは父又は母が重度の障がい状態にある児童を養育している方(一定の要件を満たしている場合に限られます。)は、児童扶養手当法に基づき、「児童扶養手当」を受けられることがあります。詳しくは、各区役所健康福祉課児童福祉係、又は各出張所(江南区、秋葉区、南区及び西蒲区の出張所を除く。)にてお尋ねください。

## ◎ 手当を受ける手続き

特別児童扶養手当を受けるためには、お住まいの区役所健康福祉課障がい福祉係又は出張所(江南区、秋葉区、南区及び西蒲区の出張所を除く。)の窓口で認定請求の手続きをしてください。請求の際には次の書類等が必要です。

- ・ 認定請求書
  - ・ 対象児童の障がいに関する医師の診断書等  
(診断書は省略できるケースがありますので、詳しくはお問い合わせください。)
  - ・ 請求者及び対象児童の戸籍謄本
  - ・ 身体障がい者手帳又は療育手帳
  - ・ その他請求の内容により必要となる書類、証明書など
  - ・ 個人番号を確認できる書類、申請者の本人確認ができる書類
- 用紙は窓口で配布しますが、新潟市のホームページからダウンロードすることもできます。

## ◎ 手当の額

手当は対象児童の障がい状態に応じて「1級」又は「2級」として認定されます。

等級	令和4年4月から(児童1人当たりの額) ※ 物価スライドにより、改定されることがあります。
1級	52,400円
2級	34,900円

## ◎ 手当の支給

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、指定した金融機関に振り込まれます。

	支給対象月	手当の支払日
令和4年度	4月～7月	令和4年 8月10日
	8月～11月	令和4年11月11日
	12月～3月	令和5年 4月11日(予定)

## ◎ 届出が必要なとき

(1) **所得状況届** ※ この時期となりましたら、ご連絡いたします。

所得状況届は、前年の所得状況と対象児童の監護状況を確認するための届です。受給資格の認定を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までの間に、この届を提出しなければなりません。提出がない場合は、8月以降分の手当が受けられなくなるほか、2年間提出しないことにより、手当の受給資格を失うことがあります。

(2) **再認定届** ※ この時期となりましたら、ご連絡いたします。手当証書にも次回提出年月が記載されています。

対象児童の障がい状態が引き続き政令で定める障がいの程度にあることを確認するため、認定を受けたあとも定期的に再認定届(診断書添付)を提出していただく必要があります。必ず定められた期間内に医師の診断を受けて診断書を作成してもらい、期限までに提出してください。この届を期限までに提出しなかったときは、提出が遅れた月分の手当が支給されません。

(3) **資格喪失届**

次のようなときは、手当を受ける資格がなくなりますので、速やかに資格喪失届を提出してください。この届の提出が遅れますと、支給した手当を返還していただくことになります。

① 対象児童が、児童福祉施設等に入所したとき

※ 保護者と一緒に入所しているときや通園しているときはこれに当たらない場合があります。

② 対象児童が死亡したとき

③ 対象児童を監護(養育)する人が変わったとき

④ 対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金給付を受けられるようになったとき

※ 障害児福祉手当は、公的年金給付に当たりません。

⑤ 手当を受けている父母(養育者)が対象児童を監護(養育)しなくなったとき

⑥ 日本国内に住所を有しなくなったとき

⑦ 障がい児が満20歳に達したとき

⑧ 政令で定める障がいの状態に該当しなくなったとき

(4) **その他の届**

次のようなときも届出が必要となりますので、速やかにその旨を届け出てください。届出が遅れますと、支給した手当を返還していただくことがあります。

① 氏名、住所、手当を受け取る金融機関を変更するとき

※ 他市町村へ転出したときは、手当証書をお持ちのうえ、新しい住所の市役所又は町村役場の特別児童扶養手当担当窓口でお手続きください。なお、新潟市内での転居の場合も届出が必要です。

② 対象児童の障がい状態・程度が変わったとき

※ 変更の程度によっては、障がい等級が変わることがあります。

③ 手当証書をなくしたり、汚したりしたとき

④ 手当を受給している父母(養育者)が行方不明又は死亡したとき

⑤ 所得の高い扶養義務者と同居又は別居することになったとき

⑥ 災害にあって住宅などの財産に多額の損害を被ったとき

⑦ 以上のほか、区役所から提出するよう依頼があった届または必要書類などがある場合もあります。

◎ 政令で定める障がいの程度(特別児童扶養手当等を支給する法律施行令別表第3)

認定基準は、「特別児童扶養手当等を支給する法律施行令別表第3における障害の認定要領」及び「別紙 認定基準」を用います。認定基準については、申請窓口または新潟市ホームページでご確認いただけます。

1級		2級	
1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2	一眼の視力が 0.04, 他眼の視力が手動弁以下のもの	2	一眼の視力が 0.08, 他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果, 両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの	3	ゴールドマン型視野計による測定の結果, 両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果, 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	4	自動視野計による測定の結果, 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	5	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
6	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの	6	平衡機能に著しい障がいがあるもの
7	両上肢の全ての指を欠くもの	7	そしゃくの機能を欠くもの
8	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいがあるもの	8	音声又は言語機能に著しい障がいがあるもの
9	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの	9	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの	10	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいがあるもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの	11	一上肢の機能に著しい障がいがあるもの
12	前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって, 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	12	一上肢の全ての指を欠くもの
13	精神の障がいであって, 前各号と同程度以上と認められる程度のもの	13	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいがあるもの
14	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって, その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	14	両下肢の全ての指を欠くもの
		15	一下肢の機能に著しい障がいがあるもの
		16	一下肢を足関節以上で欠くもの
		17	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
		18	前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって, 日常生活が著しい制限を受けるか, 又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		19	精神の障がいであって, 前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		20	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって, その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※障がい重複する場合は, ご相談ください。

◎ 所得による手当の支給

手当の認定を受けた受給資格者、その配偶者又は一定の範囲内の扶養義務者（父母、祖父母、子、兄弟姉妹など）の前年の所得が、扶養親族等の数に応じて下記の表の額以上のときは、手当の支給が停止されます。

扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円

※ この表は、特別児童扶養手当について認められている障害者控除、特別障害者控除、医療費控除などの所得控除を行った後の所得について適用します。

◎ 各種届出、お問い合わせはこちらへ

※ご住所のある区役所にご連絡ください。

区役所	担当課・係	電話番号	出張所	電話番号
北区	健康福祉課 障がい福祉係	(電話)025-387-1305 (FAX)025-387-1020	北出張所	(電話)025-387-1705
東区		(電話)025-250-2310 (FAX)025-273-0177	石山出張所	(電話)025-250-2840
中央区		(電話)025-223-7207 (FAX)025-223-7151	東出張所	(電話)025-241-4111
			南出張所	(電話)025-283-0406
江南区		(電話)025-382-4396 (FAX)025-381-1203	—	
秋葉区		(電話)0250-25-5682 (FAX)0250-22-8250	—	
南区		(電話)025-372-6304 (FAX)025-372-4033	—	
西区		(電話)025-264-7310 (FAX)025-269-1670	黒埼出張所	(電話)025-377-3101
			西出張所	(電話)025-262-3111
西蒲区	(電話)0256-72-8358 (FAX)0256-72-3133	—		

◎ 新潟市ホームページ

新潟市のホームページ(<http://www.city.niigata.lg.jp/>) → 健康・医療・福祉 → 障がい福祉  
→ 障がい者手当と年金 → 各種手当 → 特別児童扶養手当

令和4年4月発行

新潟市 福祉部 障がい福祉課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

(電話)025-226-1239 (FAX)025-223-1500